

① 軽自動車納税確認システム(軽JNKS) 二輪の小型自動車をはじめりました

「軽JNKS(ジェンクス)」は、軽自動車納付確認システムです。

令和5年1月から、軽自動車(種別割)、令和7年4月から二輪の小型自動車(排気量250cc超の二輪車)の車両ごとの納付情報を、軽自動車車検協会がオンラインで確認できるようになることにより、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となります。

ただし、納付直後など、納付データがシステムに反映できないため、納付情報を確認できない場合は、下記担当にお問い合わせください。納付方法によっては、納付情報が登録されるまで、日数を要する場合がありますので、早めの納付をお願いします。

下記のようなケースは、軽JNKSによる納付確認ができず、紙の納税証明書が必要となる場合があります。

- 納車したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない場合
- 中古車の購入直後の場合
- 他の市町村に引っ越した直後の場合
- 対象車両に過去の未納がある場合

○お問い合わせ

本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816

① 【高知県からのお知らせ】 自動車税種別割の納付について

5月上旬発送予定の自動車税種別割の納付期限は6月2日(月)となっています。納付は必ず納付期限までにお済ませください。

金融機関やコンビニエンスストアでの納付のほか、自宅に居ながらパソコンやスマートフォンでクレジットカード(※別途手数料がかかります)やインターネットバンキング、PayPayなどのアプリによるキャッシュレス納付ができますので、ぜひご利用ください(詳しくは、納税通知書の裏面をご覧ください)。

また、金融機関で納付の際には、簡単・便利な口座振替の利用・申し込みもご検討ください。

自動車税種別割についても質問・相談がありましたら下記までお問い合わせください。

なお、身体障害者などの方の減免手続きの期限も6月2日(月)までとなっていますのでご注意ください。

○お問い合わせ

高知県幡多県税事務所 ☎35-5974

① 軽自動車の新車購入時の手続きがオンラインで 出来ます(二輪の小型自動車をはじめりました)

令和5年1月から軽自動車、令和7年4月から二輪の小型自動車(排気量250cc超の二輪車)の新車購入をした場合に、パソコンから24時間いつでも検査の申請、各種手数料の納付、軽自動車(環境性能割)の申告納付などの手続きができます。

◆注意点

- オンライン手続きが可能になるのは、「新車購入時」のみです。
- 二輪の軽自動車(排気量125cc以上250cc以下)・原付・小型特殊については、対象外です。
- スマートフォンやタブレットからの申請はできません。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816

① 第12回特別弔慰金の請求を受け付けしています

戦後80周年に当たり、国が改めて弔慰の意を表するため戦没者などのご遺族に第12回特別弔慰金が支給されることになりました。

◆**支給対象者** 令和7年4月1日時点において、「恩給法による公務扶助料・特例扶助料」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金・遺族給与金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母)がいない場合に次の順番による先順位のご遺族1名に支給されます。

※戦没者などの死亡当時のご遺族で次に該当する方

- 【1】 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 【2】 戦没者などの子
- 【3】 戦没者などの

①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 【4】 前記【1】から【3】以外の戦没者などの三親等内の親族(甥・姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆**支給内容** 額面27.5万円、5年償還の記名国債

◆**請求期限** 令和10年3月31日まで

◆**請求窓口**

本庁 健康福祉課 福祉係

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

○お問い合わせ

健康福祉課 福祉係 ☎43-2124